第3 本道経済の活性化を支える基盤づくり

1 新しい時代に対応できる産業人材の育成

(1)地域の産業を支える担い手の育成

農林水産業を支える「人」づくり

<農業>

農家戸数の減少や高齢化の進行、労働力不足などにより、農業・農村の活力の低下が懸念される中、地域の個性が輝く活気ある農業・農村を築くため、後継者はもとより、定年帰農を含む新規参入者など多様な新規就農者に対する研修・教育体制の整備等をはじめ、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、高齢者の知恵や技術を活かせる活躍の場づくりなど、農業・農村を支える担い手として、意欲と能力のある多様な人材の育成・確保を図る。

また、認定農業者や農業生産法人の育成とこれら担い手への農地の利用集積を図るとともに、地域農業を支える経営体の体質強化・安定化に取り組むほか、コントラクターや酪農ヘルパーなどの農業経営を支援する組織の育成を進める。

<水産業>

次世代の漁業・漁村を支える若年漁業者の育成確保を図るため、漁業研修所において、新規就業者に対する水産業に関する知識・技術の研修を行う。

また、地域外からの漁業への参入を希望するIターン者等の受入れ促進に向けて、「北海道漁業就業支援センター」の活動を支援するとともに、地域が主体となった新規就業者の確保対策を促進する。

< 林業 >

将来にわたり森林を適切に整備し、多面的機能の持続的発揮を図る上で必要な林業就業者の育成と確保を図るため、「北海道森林整備担い手支援センター」を通じて、専門的な知識や高度な技能を身につけるための研修を実施するとともに、北海道林業機械化協会と連携して、将来の林業の担い手となる高校生を対象とした「林業技術現場体験研修」の実施などに取り組む。

新規就農者数の推移

本道農業・農村の農家戸数は、 年々減少しており、17年の総農家 数は5万9,108戸。

また、農業労働力の高齢化が進行しているものの、都府県に比べると、若い農業者の割合が高い。

18年の農外からの新規参入者 は69人で、前年に比べ14名増加し たが、13年をピークに減少傾向。

農家子弟を含めた新規就農者 の総数は、12年以前に比べ高い水 準で、近年、700人前後で推移。

農家戸数、農業就業人口等の推移 (単位:戸、人、%)							
区	分	2	7	12	16	17	
農家	戸 数	95, 437	80, 987	69, 841	65,590	59, 108	
農家	人口	404,870	333,659	261, 160	241,510	211, 929	
農業就	業人口	215, 992	179,607	152, 387	144,500	131, 491	
6.5	金以下進	20.1	25.7	31.2	32.3	34.1	

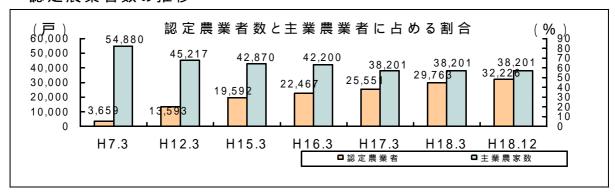
資料:農林水産省「農業センサス」ほか

注:12·16·17年の農業就業人口、農家人口は、販売農家の数値

新規就農者数の推移							(単位:人)		
区	分	7	12	14	15	16	17	18	
新規学2	容就農者	417	343	364	338	391	331	323	
Uター:	が農者	53	192	247	253	266	267	303	
新規書	*入者	31	64	86	80	71	55	69	
18	+	501	599	697	671	728	653	695	

資料:北海道農政部調べ

認定農業者数の推移

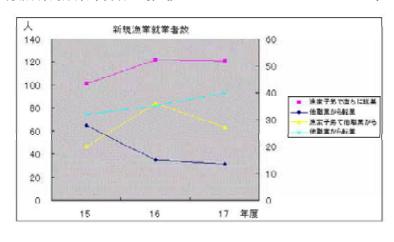


認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に 改善するために作成した「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村 が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです 「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者を、認定農業者という。

新規漁業就業者数の推移

(北海道水産林務部調べ)



<指標> 新規就農者 H17:653人 H22:750人

女性認定農業者数 H17:428人 H22:500人

認定農業者数 H18:32,333経営体 H22:34,000経営体

農業生産法人数 H18:2,423法人 H22:2,600法人

新規漁業就業者 H19~22:延べ1,000人

(2)産業人材の育成・誘致

高度産業人材の育成・誘致とものづくり人材の育成

本道経済の高度化、活性化と地域経済の発展を支える人材の確保を図るため、道が推進すべき産業人材の育成・誘致の基本方針となる「北海道産業人材育成プラン(仮称)」を策定するとともに、本道への移住促進施策とも連携しながら、首都圏等に設置している相談員によるU・Iターン求人・求職情報の提供や国との連携による合同面接会の実施などにより、首都圏をはじめとする道外在住の高度技術者等の人材誘致を推進するほか、「地学連携マッチングパネル」の内容充実に努め、地域と大学が連携して産業人材の育成に取り組む環境づくりを進める。

また、道内のものづくり産業を支える人材の育成・確保を図るため、 道立高等技術専門学院の科目や訓練の内容を見直すとともに、道立高 等技術専門学院における職業訓練の実施や工業高校生に対する技術的 指導の実施、指導者派遣のためのものづくり人材データベースの作成 などによる技術者・技能者の育成・確保に努めるほか、将来の担い手 となる小中学生を対象としたものづくり体験会の実施など、ものづく り産業への若年者の職業意識の醸成に努める。

<指標> 「北海道産業人材育成プラン(仮称)」 H19年度に策定

UIターン就職決定者数 H18:37人 H22:75人

[道が行う人材誘致推進事業におけるUIターン就職支援により就職が決定した人数]

高等技術専門学院就職率 H18:89.6% H22:94%

科学技術を支える人材の育成

優れた研究者・技術者など本道の科学技術を支える専門人材を育成・確保するため、大型プロジェクトの導入や研究所等の誘致を通じた理工系大学卒業者などの道内での雇用の場づくりや、大学等とタイアップしたサイエンスカフェ事業をはじめとした、青少年が科学技術に親しみ理解を深める教育・啓発活動の充実、公設試験研究機関のコーディネイター人材のネットワークづくりを推進する。

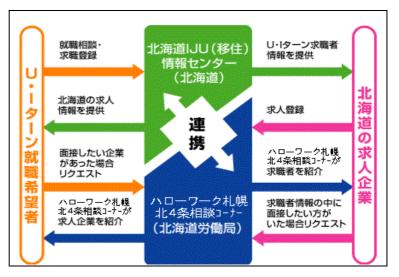
<指標> サイエンスパーク参加者数 H19~22:延べ2,800人

[科学技術の未来を担う子どもたちが科学技術に親しみ、体験できるよう道が関係機関

と連携して開催するイベントの参加者数]

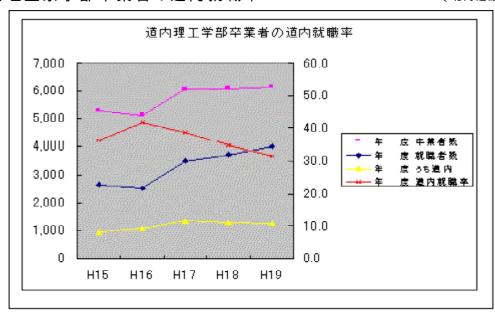
人材誘致推進事業

道外に住んでいる技術者等の、U・Iターン就職を促進するため、東京都と札幌に相談体制を整備のうえ、相談業務や登録業務、求人・求職情報の提供などを行い、本道への人材誘致活動を展開。



道内理工系学部卒業者の道内就職率

(北海道経済部調べ)



サイエンスカフェ

サイエンスカフェとは、科学技術の分野で従来から行われている講演会、シンポジウムとは異なり、科学の専門家と一般の人々が、喫茶店など身近な場所でコーヒーを飲みながら、科学について気軽に語り合う場をつくろうという試みです。

このサイエンスカフェの活動は、もともとカフェシアンティフィークとして 1998 年に イギリスのリーズで生まれ、イギリス国内そして海外に急速に広まっています。

一般市民と科学者、研究者をつなぎ、科学の社会的な理解を深める新しいコミュニケーションの手法として、世界で注目されており、日本においても各地で新たな試みが始まっています。

日本学術会議とJSTは、サイエンスカフェを現代社会における有効な科学コミュニケーションの一つとして考え、科学技術週間を主催する文部科学省、及び北海道から沖縄まで全国 20 の地域の NPO 法人、財団などの協力を得て、全国展開することとなりました。

職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練機会の確保

地域の産業動向等に対応し、企業が求める人材の育成を図るため、 道立高等技術専門学院における職業訓練の実施や民間教育訓練機関等 への委託による職業訓練の実施のほか、事業主団体等が在職者や中高 年齢者、女性等を対象として実施する職業訓練への支援、教育訓練に 関するカリキュラム・教材等の開発研究などを推進して、地域産業界 のニーズに応じた人材の育成に努めるとともに、道立高等技術専門学 院の新しい推進体制を示す中長期ビジョンに基づき、校舎施設の配置、 科目や訓練の内容の見直しを行う。

また、職業キャリアの段階に応じた支援の充実を図るため、新規学卒者などを対象としたインターンシップやフリーターなどを対象とした「日本版デュアルシステム」による職業訓練などを実施するとともに、職業的自立を必要としている障がい者や母子家庭の母などに対する職業訓練の実施に努めるなど、雇用環境や就業形態の変化等に対応した多様な職業能力の開発を促進する。

<指標> 高等技術専門学院就職率 H18:89.6% H22:94%

委託訓練就職率 H18:66% H22:84%

[民間教育訓練機関等への委託訓練を受けた者のうち就職した人の割合]

2 経済活性化に向けた基盤整備

(1)産業拠点の形成

企業誘致の戦略的展開

本道経済を付加価値の高い成長力のある構造へ転換を図るため、北海道産業振興条例に基づく助成措置を活用しながら、市町村や経済界と連携した誘致活動を展開するとともに、地域の特性や資源を活かし、地域経済の活性化につながる企業誘致を推進する。

また、立地企業に対するフォローアップ体制を強化し、立地後におけるきめ細やかな対応を行うことにより、道内での事業拡大や関連企業の誘致につなげる。

<指標> 企業立地件数 H19~22:200件

[道の立地助成制度を利用して誘致した企業など、道内に新たに立地した企業の数]

多様な職業訓練

【道立高等技術専門学院での公共職業訓練】

国、北海道及び雇用・能力開発機構が行う職業訓練で、道内には職業能力開発大学校、道立高等技術専門学院、職業能力開発促進センター(愛称 ポリテクセンター)及び障害者職業能力開発校があり、施設内において行う6か月から2年間の訓練、企業等の在職者に対する能力開発セミナー及び離転職者に対する短期間の委託訓練を行っています。

学院内で実施する職業訓練(普通課程・短期課程)

道立高等技術専門学院では、専門的な技術・技能を身につけて就職しようとする方を対象に、様々な訓練を行っています。現在、10学院1分校が道内各地に設置され、工業技術、電気・電子技術、建設技術、情報・サービス技術などを、1年もしくは2年の訓練を実施しているほか、地域のニーズに合った多様な職業能力の開発を進めています。

なお、平成 15 年度より実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成 を図るためにインターンシップ(就業体験)を実施しています。

在職者を対象とした職業訓練

在職労働者に対し、生産技術の進歩等に対処する能力の開発及び管理監督に必要な知識・技能の付与を行うことにより、在職労働者としての資質の向上を図るため、道立高等技術専門学院や雇用・能力開発機構の職業能力開発施設において能力開発セミナーを実施しています。

離転職者を対象とした職業訓練

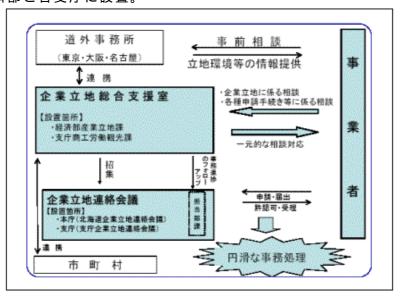
産業構造の転換や労働力の高齢化の進展など厳しい雇用環境に伴い、不況業種労働者や中高年齢離職者等が、雇用吸収力のある産業等へ円滑に職業転換ができるようにするため、道立高等技術専門学院や雇用・能力開発機構の職業能力開発施設において、短期間の委託訓練を実施しています。





企業立地に係るワンストップサービス体制

各種の申請や届出等の手続きが円滑に進むよう、工場等の立地に伴う関係法令に係る諸手続を含めた相談に一元的に対応する相談窓口「企業立地総合支援室」を、本庁経済部と各支庁に設置。



本道産業をリードする産業拠点の形成<苫小牧東部地域>

苫小牧東部地域においては、自動車産業やリサイクル産業など、集積の拡大が期待される産業の立地を一層進めるとともに、国はじめ関係機関等と連携し、開発の核となるプロジェクトの導入推進を図るほか、企業立地促進法に基づく国の支援措置なども活用しながら、積極的かつ効果的な企業誘致活動を展開する。

| <指標 > 苫小牧東部地域の立地率 H18:18.2% H22:28.3%

本道産業をリードする産業拠点の形成<石狩湾新港地域>

石狩湾新港地域においては、企業紹介など情報収集機能の強化、地元関係機関等と連携した企業誘致の推進、さらには企業立地促進法に基づく国の支援措置の活用も検討しながら誘致活動の強化を図るとともに、公共的用地の活用方策の検討、サハリンプロジェクト関連や港湾物流関連(防災拠点整備の導入促進)のプロジェクトの推進など、総合的な発展に向けた取組を進める。

<指標> 石狩湾新港地域の立地率 H18:61.7% H22:66.0%

(2)地域における新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

地域の産業資源や事業シーズなどの多様な産業の芽を見い出し、これらを活用した新たな産業の創出を図るとともに、道内中小企業等の競争力強化や経営革新などの取組を加速させるため、道としても国の中小企業地域資源活用プログラムの支援措置を活用してファンドを組成し、地域経済の自立的・継続的発展を促進する。

<指標> 地域資源を活用した新商品開発に対する支援 H19~22:200件

(3)国際的な経済交流・人材交流の推進

本道経済の国際化を推進するため、セミナー、研修会、コンサルティング等の開催などにより、貿易に関する人材の育成を図るとともに、 道内企業の海外戦略、海外取引の円滑な事業化を支援する。

苫小牧東部地域開発

苫小牧東部地域の開発は、我が国の工業生産の新たな発展基盤を創出し、国土利用の再編成に 寄与するとともに、北海道の長期的発展の起動力となる先導的開発事業としてスタートしたプロ ジェクトです。

当地域は、約1万 ha の広大な空間を有し、新千歳空港、苫小牧港、高規格幹線道路、鉄道などの陸・海・空の優れた交通条件、自然環境や気象条件に恵まれていることに加え、高度な都市機能や産業機能等が集積する道央地域に位置するなど、極めて開発可能性が高い地域です。

近年、自動車産業、リサイクル産業の立地が進むほか、バイオエタノール関連企業の立地が決まるなど企業進出が続いています。

【企業進出等】

平成 19年7月末現在

- 100企業(機関)(1,005ha)が進出
- 68企業(機関)が操業

石狩湾新港地域開発

石狩湾新港地域の開発は、北海道の中枢的役割を担う札幌圏における物流の増大や生産規模の拡大等に対処するため、新たな流通・生産拠点を創出するとともに、今後活発化が予想される北方圏諸国との交流拠点としての役割を担うプロジェクトで、石狩湾岸の約 3,000ha の地域(札幌都心部から 15km、車で 30 分)に、港湾を核とした陸海一環輸送に対応した流通基地を建設し、併せて豊かな緑に囲まれた工業基地の建設を図るものです。

札幌圏の流通関連産業、機械金属関連産業、住宅 関連産業等の立地が進むなど、立地率は60%を超え ています。

【企業進出等】平成 19 年 7 月末現在 7 4 1 社 (8 0 5 h a) が進出、 うち 6 0 7 社が操業



北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム

- 北海道とロシア極東地域とは、古くは、17世紀頃の山丹交易をはじめ松前藩とも貿易が行われるなど、日本海、宗谷海峡を隔てて隣り合わせているという地理的な近さ、また、ロシア極東地域の有する水産物、鉱物等の豊富な資源を背景に密接な交流が続いてきた。
- ロシア連邦極東地域の中でも、沿岸地方、ハバロフスク地方及びサハリン州の3地域は北海道との関わりが深く、1992(平成4)年9月に「北海道とロシア極東地域との経済協力に関する常設合同委員会」が設立され、「北海道とロシア極東地域との経済協力プログラム」が策定されて以降、経済面はもとより様々な交流が行われるようになった。
- 経済分野における交流拡大及び関係強化のために、2002年に第3期目のプログラムとなる「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」が策定され、このプログラムにおいて、
 - ・ 貿易・投資活動を活発化させるため

「ビジネス環境の整備」を図ること

産業技術の向上や地域産業の発展に

寄与するため「人的・物的ネットワークの強化」を図ること

を両地域間で推進することとしている。

また、平成 19 年度にロシアで開催される定例 会議での新プログラムの採択に向けて、作業を進 めている。



また、ロシア極東3地域(ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州)との「経済協力発展プログラム」に基づき、経済ミッションの派遣やセミナーの開催、専門家・技術者の交流、貿易・投資に関する障壁の除去に向けた協議や情報交換を行い、北海道とロシア極東地域の経済交流を促進する。

<指標>専門家・技術者交流 H17:6人 H22:10人 [経済協力発展プログラムに基づきロシア極東3地域の行政府を通じ人材交流を行った人数]

(4)交通・物流インフラの整備

連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進めていくため、「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン (仮称)」を策定し、北海道新幹線や高規格幹線道路網の整備、新千歳空港の機能強化や国際航空路線の充実など、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進める。

また、東アジア諸国の経済活力の取り込みや道外からの企業誘致を促進するため、航空貨物輸送や国際海上物流など物流ネットワーク機能の強化に向けた取組を推進する。

<指標> 「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン(仮称)」 H20年度に策定

(5)特区等による活性化の促進

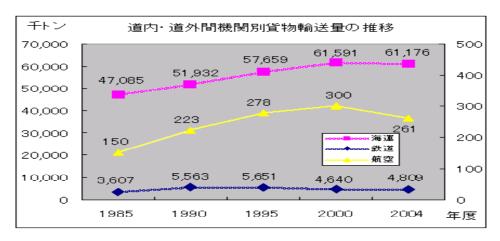
地域主権型社会に向けた取組や、「官から民へ」の流れを踏まえた行政サービスのあり方の見直しが進む中、こうした改革を、新たなビジネスチャンスや雇用機会の創出など、経済の活性化につなげていくことも大切である。

このため、道民にオープンな形で検討を進めるための「道州制特区推進条例」を制定し、北海道の特性を活かし、経済活性化を図るといった視点からの新たな特区提案に取り組むほか、構造改革特区や地域再生制度、北海道独自のチャレンジパートナー特区制度などを活用した地域活性化に向けた取組を進めるとともに、指定管理者制度や北海道市場化テストの活用も含めた行政サービスの民間開放を推進する。

<指標> 道州制特区推進法に基づく新たな提案 H19年度中に実施 道の行政サービスの民間への移管等 H17~21:3,500人相当

機関別貨物輸送量

<北海道企画振興部調ベ>



構造改革特区計画

ľ	玉	際	物	流	•	玉	際	交	流	閗	連	1

認定日	認定日 申請主体 特区の名称		区域の範囲	規制の特例措置			
第1回	石狩湾新港管理 組合・小樽市・ 石狩市	港湾物流特区	物流特区 小樽市及び石狩市の区域の一部 重量物				
第 4 回	研修生党人特区 全 Q 向 校幸町、浜頓別 北オホーツクえさし・はまと		猿払村全域	外国人研修生の受入促進			
第9回			枝幸町及び浜頓 別町の全域	外国人研修生の受入促進			
第 10 回	紋別市・湧別町 滝上町・興部町 雄武町 オホーツク紋別地域外国人研修生受入特区		紋別市・湧別町 滝上町・興部町 雄武町の全域	外国人研修生の受入促進			

【都市農村交流関連】

認定日	申請主体	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置
第 4 回	長沼町	長沼町グリーン・ツーリズム 特区	長沼町の全域	農家民宿等における濁酒の製造免許 の要件緩和

【IT関連】

認定日	申請主体	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置
第9回	札幌市	札幌市高度ICT人材育成特 区	札幌市の全域	講座修了者に対する初級システムア ドミニストレーター試験、基本情報技 術者試験の一部免除
第10回	登別市	登別市産業活性化 IT 人材育成 特区	登別市の全域	講座修了者に対する初級システムア ドミニストレーター試験、基本情報技 術者試験の一部免除